

箕面市通学路交通安全プログラム

～通学路の交通安全確保に関する取組の方針～

令和4年(2022年)3月改訂

箕 面 市
箕面市教育委員会

1. 箕面市通学路交通安全プログラムの策定について

箕面市では、昭和57年(1982年)から、毎年、箕面市青少年指導員連絡協議会が主催する「危険箇所・問題箇所点検活動」が実施されています。

この活動は、地域住民、学校関係者、警察、市及び市教育委員会が連携の上、青少年指導員を中心に毎年約1,000人の地域住民等が参加され、小学校区ごとに班に分かれて実際に通学路を歩いて点検するものです。

この活動により発見される危険箇所等は、青少年指導員がとりまとめ、市に改善要望をします。市では、この要望書をもとに、毎年約500件の危険箇所等を改善しています。また、簡易な作業で安全対策が可能な危険箇所等については、青少年指導員が自ら簡易補修を実施しています。

箕面市及び箕面市教育委員会は、通学路の交通安全確保に関する取組の方針として箕面市通学路交通安全プログラムを策定するにあたり、子どもの安心・安全にかかる本市の貴重な地域財産である危険箇所・問題箇所点検活動を箕面市通学路交通安全プログラムに位置づけ、通学路の安全確保を図っていきます。

なお、未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策も実施していきます。



危険箇所・問題箇所点検活動の様子

2. 危険箇所・問題箇所点検活動の実施体制

箕面市青少年指導員連絡協議会が主催し、地域住民及び関係機関等と連携・調

整の上、小学校区ごとに実施します。

(主な参加者・参加団体)

箕面市青少年指導員

各校区青少年を守る会

地域住民(子ども、保護者、自治会、こども会など)

学校関係者(管理職、教職員、PTA)

箕面警察署

箕面市(道路、公園及び市民安全政策の各所管課)

箕面市教育委員会事務局

子ども未来創造局保育幼稚園総務室、子どもすこやか室 ※未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策工事の場合

3. 危険箇所・問題箇所点検活動の内容

(1)実施時期(毎年実施)

【青少年指導員連絡協議会の動き】

点検活動の進め方等協議 : 4月

危険箇所・問題箇所点検 : 5月～6月

危険箇所等のとりまとめ : 6月～7月

青少年指導員による簡易補修 : 6月～10月

市・警察へ改善要望書を提出 : 8月・9月

【市の動き】

市による安全対策等の実施 : 8月～

対応状況・対応結果の中間報告 : 12月

対応状況・対応結果の最終回答 : 5月

(2)点検を実施する場所

全ての小学校区において、通学路を中心に、児童・生徒等が立ち寄る可能性のある場所を点検します。

(3)実施方法

青少年指導員を中心に、地域住民、学校関係者、警察、市及び市教育委員会が参加し、小学校区ごとに班に分かれて、実際に通学路を歩いて点検します。

(4) 危険箇所等のとりまとめ及び市へ改善要望書の提出

青少年指導員は、地域住民等の目視によって気づき、発見された危険箇所等について、その内容を確認します。

青少年指導員が、安全対策が必要と判断する危険箇所等については、「危険箇所・問題箇所点検改善要望書」にとりまとめられ、市や警察に提出します。

(5) 市による安全対策等の実施

市は、青少年指導員から提出された「危険箇所・問題箇所点検改善要望書」に基づき、その全ての箇所について状況を確認し、必要な安全対策に取り組みます。また、箕面警察署、大阪府池田土木事務所及び大阪国道事務所等の関係機関と協議をする必要があるものについては、すみやかに関係機関と情報を共有し、安全対策の実施について協議をします。

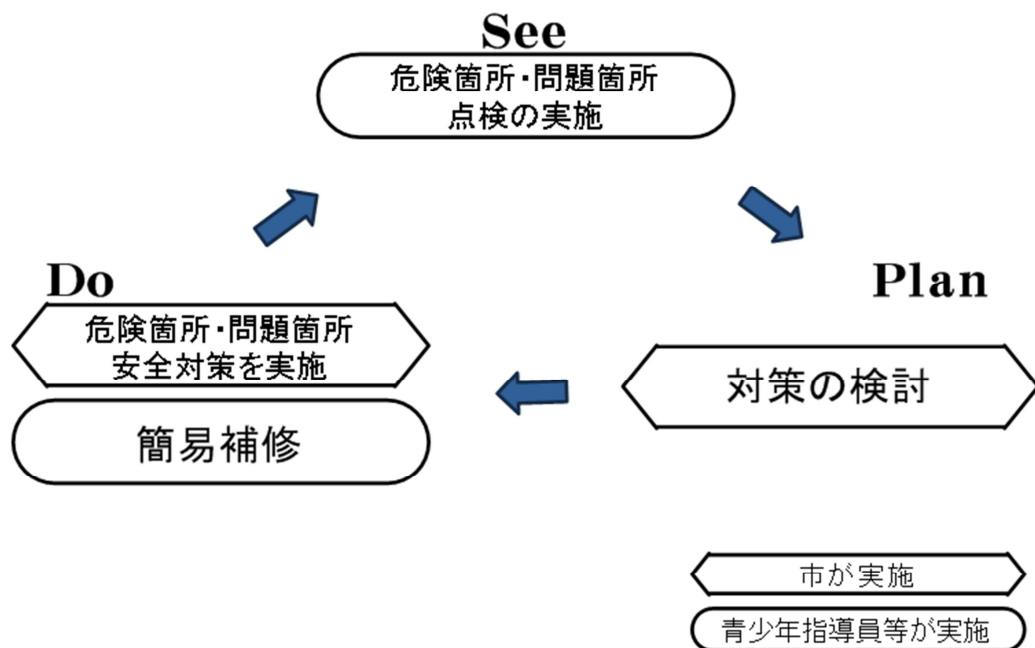
(6) 市から青少年指導員へ対応状況・対応結果の回答

市は、青少年指導員から改善要望があった全ての箇所について、その対応状況・対応結果を回答します。

(7) 実施サイクル

「危険箇所・問題箇所点検活動」による通学路等の安全対策をより効果的なものとしていくため、この取組を、下図のサイクルにて毎年、繰り返し実施します。

これにより、安全対策の効果の確認及び新たに発生する危険箇所等への対応を行うことが可能となります。



(8) 緊急合同点検

万一、通学路等において、不測の事故や犯罪等が発生し、当該通学路の安全対策が必要な場合は、すみやかに危険箇所・問題箇所点検活動の参加者・参加団体及び関係機関等による「緊急合同点検」を実施し、再発防止対策を検討します。

4. 自転車通行空間の整備について

自転車は身近な移動手段として利用されており、電動アシスト自転車等の普及により利用者も増加傾向です。しかし、その一方で自転車対歩行者の事故が増加しています。

箕面市では、道路面に、ピクトグラム(自転車記号)や青矢羽マークなどの路面標示の設置を行い、自転車通行空間のネットワーク化を行うことで、自転車の車道走行のルールを徹底し、ハード、ソフトの両面から通学路上での歩行者・自転車の安全性の向上を図ります。

「日常生活において、人が集まる施設に、自転車でより安全に行けるようになるためのネットワーク形成」の実現に向け、平成28年度から段階的に市内に展開しています。

5. 都市計画道路の整備について

箕面市は、北大阪急行線の延伸に伴う新駅などへの新たなアクセス交通の増加や新名神高速道路、箕面森町と彩都の開発に伴う将来交通量の増加により交通混雑がさらに悪化する事が予想されます。

そのため、都市計画道路の整備により、市内の交通量を分散した都市基盤の確立を図るとともに、安全な通学路としての重要な役割も果たすことから、早期に整備していく必要があります。

6. 具体的な対策事例

点検活動で見つかった危険箇所の改善例

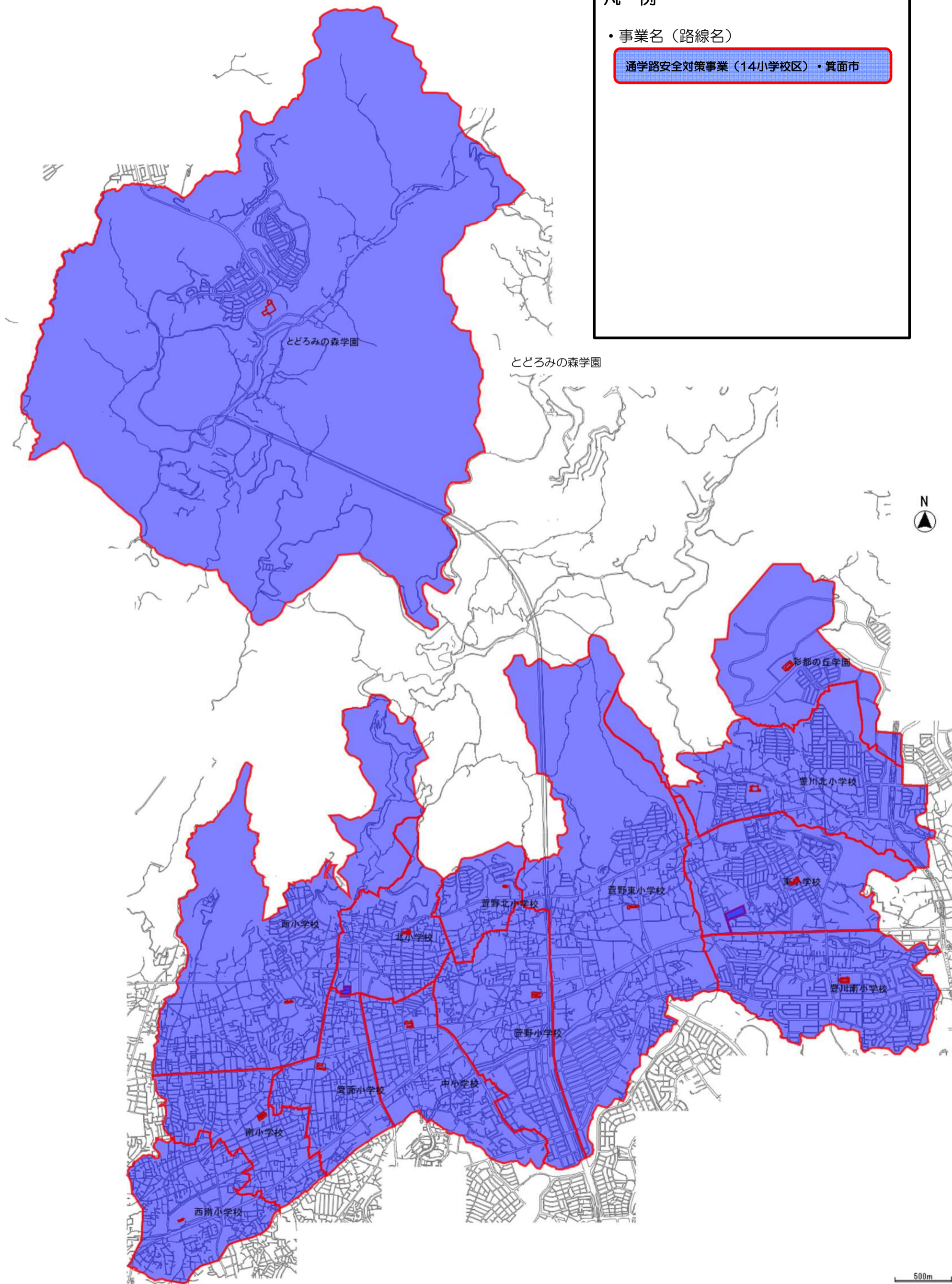
改善前 通学路で交通量が多いにも関わらず、歩道が無くて危険です。		改善		改善後 車のドライバーに通学路であることを視覚的に認識させ、減速などの注意を促すグリーンペイントを設置しました。
改善前 スピードを落とさずに坂を下ってくる車が、交差点に気付くのが遅れ、危険です。		改善		改善後 坂を下ってくる車のドライバーに、交差点があることを分かりやすくするため、カラー舗装にしました。
改善前 交通量が多い道路で、横断歩道がない場所を横断する子どもが多く危険です。		改善		改善後 歩道に柵を設けることで、子どもたちを横断歩道へ誘導し、危険な道路の横断をなくしました。

以上

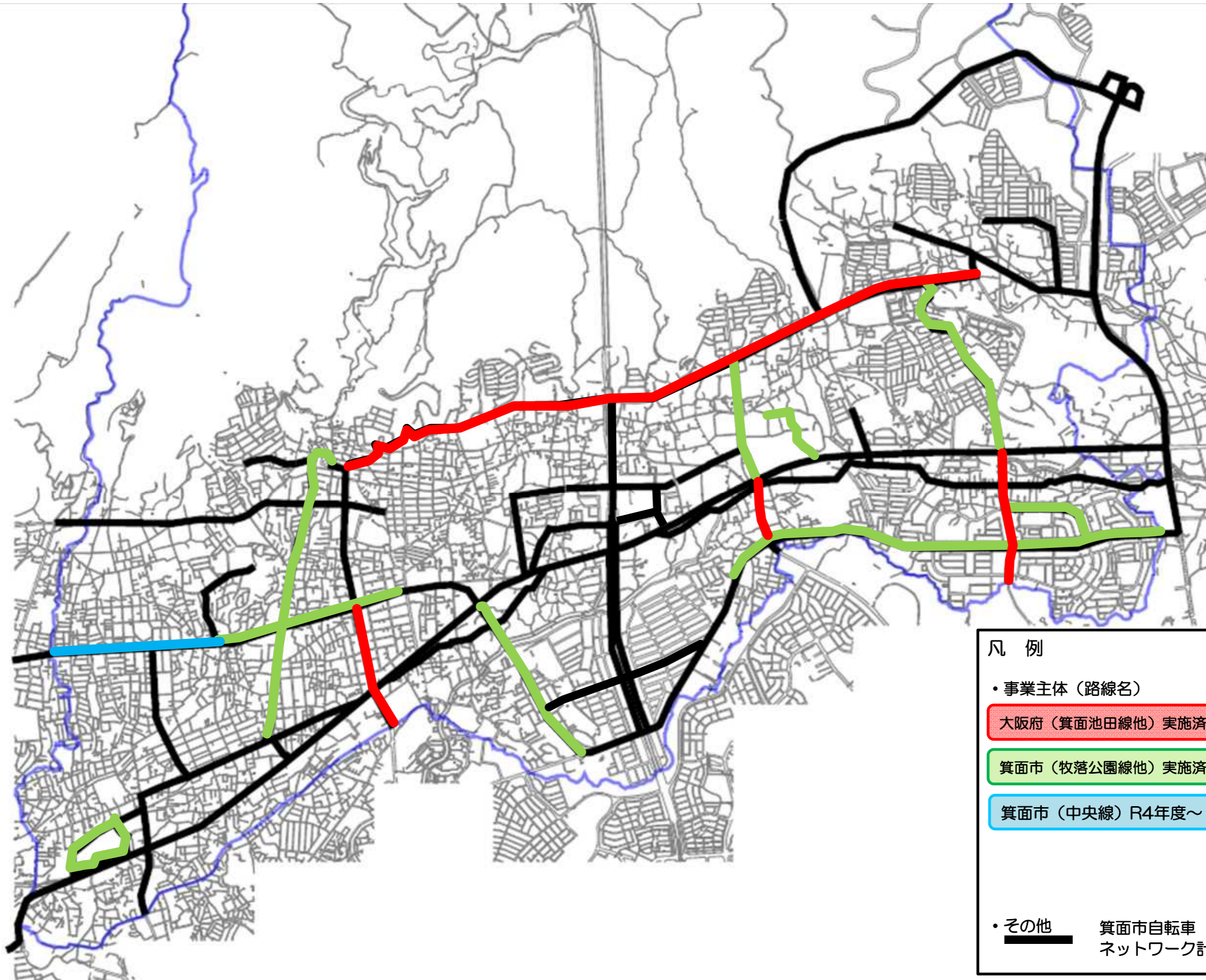
凡 例

・事業名 (路線名)

通学路安全対策事業 (14小学校区) ・箕面市



箕面市通学路交通安全プログラム 要対策箇所位置図（2/3）
～自転車通行空間の整備～

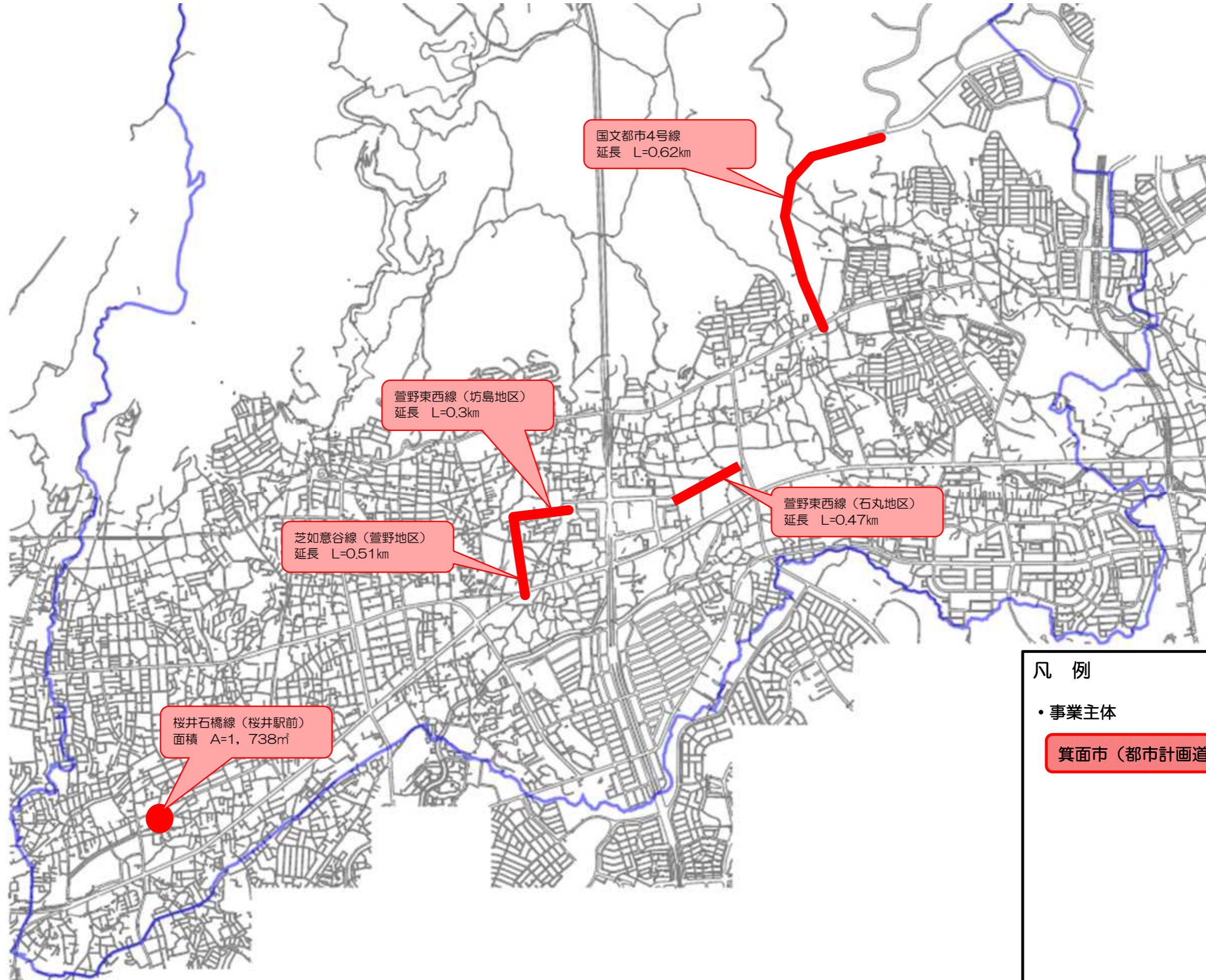


凡 例

- 事業主体（路線名）
 - 大阪府（箕面池田線他）実施済（～R3年度）
 - 箕面市（牧落公園線他）実施済（～R3年度）
 - 箕面市（中央線）R4年度～
- その他 箕面市自転車ネットワーク計画路線

箕面市通学路交通安全プログラム 要対策箇所位置図 (3/3)

～都市計画道路の整備～



凡 例

- ・事業主体

箕面市 (都市計画道路) H30年度～

通学路安全対策箇所一覧表

令和4年3月時点

路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策年度
通学路安全対策事業14 小学校区	市内全域	(各校区危険箇所点検結果による)	交通安全施設整備 一式	箕面市	平成27年度～
牧落公園線 他	市内各所 (要対策箇所位置図2/3のとおり)	歩道上を歩行者(通学児童、生徒)と自転車が混在し、交通安全上問題がある。	自転車通行空間の整備 一式	箕面市	平成28・30年度 (実施済)
中央線	池田市境界～桜4丁目交差点 箕面市役所前交差点～萱野3丁目交差点 (要対策箇所位置図2/3のとおり)	歩道上を歩行者(通学児童、生徒)と自転車が混在し、交通安全上問題がある。	自転車通行空間の整備	箕面市	令和2年度～
箕面池田線 他	箕面2丁目交差点～粟生間谷南交差点 (要対策箇所位置図2/3のとおり)	歩道上を歩行者(通学児童、生徒)と自転車が混在し、交通安全上問題がある。	自転車通行空間の整備 一式	大阪府	～令和3年度 (実施済)
国文都市4号線	粟生外院6丁目～大字粟生間谷	歩道の無い道路を児童・生徒が通っており、交通安全上問題がある。	都市計画道路の整備 一式	箕面市	平成30年度～
桜井石橋線(桜井駅前)	箕面市桜井2丁目	(整備前)	都市計画道路の整備 一式	箕面市	平成30年度～
萱野東西線(石丸地区)	白島1丁目～石丸1丁目	(整備前)	都市計画道路の整備 一式	箕面市	平成30年度～
萱野東西線(坊島地区)	坊島2丁目～坊島3丁目	(整備前)	都市計画道路の整備 一式	箕面市	平成30年度～
芝如意谷線(萱野地区)	坊島2丁目～萱野1丁目	(整備前)	都市計画道路の整備 一式	箕面市	平成30年度～